

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
第 1 号 (9月13日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第27号の上程、説明	8
議案第28号の上程、説明	8
議案第29号の上程、説明	9
議案第30号の上程、説明	10
議案第31号の上程、説明	10
議案第32号の上程、説明	12
議案第33号の上程、説明	13
議案第34号の上程、説明	13
議案第35号の上程、説明	14
議案第36号の上程、説明	15
認定第1号の上程、説明	16
認定第2号の上程、説明	18
認定第3号の上程、説明	20
認定第4号の上程、説明	20
認定第5号の上程、説明	22
認定第6号の上程、説明	23
報告第5号の上程、報告	23
報告第6号の上程、報告	24
報告第7号の上程、報告	24
報告第8号の上程、報告	25
報告第9号の上程、報告	26

散会の宣告	26
-------------	----

第 2 号 (9月14日)

開議、散会の日時	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	29
事務局出席者	29
議事日程	30
開議の宣告	31
議案第27号の質疑、委員会付託	31
議案第28号の質疑、委員会付託	31
議案第29号の質疑、委員会付託	31
議案第30号の質疑、委員会付託	31
議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	34
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	36
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	36
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	36
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	37
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	37
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	38
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	38
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	38
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	39
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	39
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	39
諸般の報告	40
休会について	40
散会の宣告	41

第 3 号 (9月17日)

開議、閉会の日時	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	43
事務局出席者	43
議事日程	44
開議の宣告	45

議案第27号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	45
議案第30号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47
議案第31号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	49
認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	52
陳情第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	56
意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	57
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	58
閉会の宣告	60
署名議員	60

平成22年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年9月13日

会期5日間

閉会 平成22年9月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月13日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明、報告5件
9月14日	火	本会議	午前10時	議案第27号～第29号質疑・総務常任委員会付託 議案第30号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第31号～第36号質疑・予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑・決算審査特別委員会付託
			午後1時30分	議案第27号～第29号総務常任委員会 (説明～採択) 陳情第14号総務常任委員会 (検討～採択)
9月15日	水	委員会	午前10時	議案第30号経済建設常任委員会 (説明～採決)
			午後1時30分	議案第31号～第36号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月16日	木	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月17日	金	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
		本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、意見案等の処理 (閉会)

会期日数 5日間 本会議日数 3日間 委員会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
14	平成22年6月22日	子宮頸がんワクチンの定期 接種と公費助成を求める陳 情	沖縄県社会保障推進協 議会 代表 新垣安男	総務常任委員会

平成22年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成22年9月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成22年9月13日 午前10時00分)

散 会 (平成22年9月13日 午前11時32分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員	大 城 佐 一	5 番議員	金 城 勇
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	宮 城 重 徳	会 計 課 長	山 城 文 子
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	村史編纂室長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 長	平 良 宏
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	友 寄 景 善
企画観光課長	島 袋 一 道	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
産業振興課長	新 城 寛	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊
シークワサー 振 興 室 長	宮 城 博 俊	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第1号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第27号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
6	議案第28号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第29号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第30号	指定管理者の指定について	提案説明
9	議案第31号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
10	議案第32号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
11	議案第33号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	提案説明
12	議案第34号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
13	議案第35号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
14	議案第36号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
15	認定第1号	平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
16	認定第2号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認定第3号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定第4号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定第5号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第 6 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	報告 第 5 号	平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
22	報告 第 6 号	平成21年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
23	報告 第 7 号	平成21年度決算に基づく資金不足比率について	報告
24	報告 第 8 号	繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について	報告
25	報告 第 9 号	繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

○ 副議長（平良嗣男） おはようございます。ただいまから平成22年第8回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○ 副議長（平良嗣男） 御報告いたします。宮城功光議長が村長選挙立候補の届け出により9月7日付で大宜味村議会議員を失職し、議長が欠員となっております。よって地方自治法第106条第1項に基づき、副議長が議長の職務を行います。

◎会議録署名議員の指名

○ 副議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。

◎会期の決定

○ 副議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月17日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 副議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に文書を配付しておりますので、お目通しください。

以上、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○ 副議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) おはようございます。本日は、平成22年第8回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

では行政報告を行います。

平成22年6月でございますが、大変お世話になりました。18、19、20日にわたりまして全九州高校ボート競技大会に向けた準備でございます。美ら島沖縄総体2010ボート競技のリハーサル大会に位置づけられたこの大会に、九州8県より県予選を勝ち抜いてきたトップアスリートを迎え開催されました。20日の最初の決勝種目女子シングルスカルで辺土名高校の宮平愛さんが、スタートのおくれを冷静なレース運びで後半追い上げ、見事1位でゴールしました。次の決勝種目男子シングルスカルで辺土名高校の菅原佑亮君が前評判どおりの強さで他を圧倒して優勝を飾りました。他のクルーも力漕しておりました。競技運営では本番を想定し、各部署で本村職員をリーダーに、国頭、東両村の職員が一生懸命頑張っていました。三村実行委員会の皆様が大変御苦勞しましたが、よく頑張ってくださいました。

なお、その他につきましては、資料として添付してございますので、後でお目通しいただければと思います。

それから7月に入りまして、7月3日には第7回リクジョっ子大会が青天猛暑の中でございましたが、大宜味小学校のグラウンドで開催されました。あらゆるスポーツの原点と言われている走る、飛ぶ、投げるを通して、児童生徒の体力を知り、体力、あるいは技術向上につなげることを目的で開催されているこの大会には、小学校1年生から中学生まで、250名ほどの参加があり、各種目に熱戦を繰り広げました。女子100メートルで小学校1年から4年まで、そろって記録更新するなど、多くの大会記録が誕生し成果が大きかったと思っております。その結果、児童オリンピック等での活躍が期待されましたが、その期待どおり児童オリンピックでは100メートルの1位に2名の選手が出ておりますし、その他、8位以内に8名が入賞してございまして、非常に大きな成果が上がったんじゃないかなと思っております。

なお、その他につきましては、資料として添付してございますので、お目通しいただければと思います。

8月に入りまして、先ほど九州大会に引き続きまして全国高校総体のボート競技大会がございまして、高校生最大のスポーツの祭典、全国高校総体が沖縄県内で開催されることになり、塩屋湾で開催されましたボート競技には北海道から沖縄まで47都道府県、147校の900名余のトップアスリートが参加、開催されました。大会は台風の影響により1日短縮し、準々決勝を省く日程で競技運営がなされました。地元期待の男子シングルスカルの菅原君が8位に入賞、女子シングルスカルの宮平さんが準決勝進出、他の辺土名高校クルーも予選を突破する活躍を見せていました。また三村の役場職員を中心に、北部地区の高校生が大会運営にかかわり、大会成功に大きく貢献し頼もしい若者たちの活躍でございました。なお、ヒルギの植樹を大会参加の高校生にしてもらおうなどの企画もあり「これまでの大会では味わえない思い出ができた」と、参加した高校生たちの喜びの声がありました。

なお、そのほかのことにつきましては、資料として添付してございます。後でお目通しいただきたいと思っております。

なお、平成22年度入札結果につきましても資料を添付してございますので、お目通しいただければと

思います。

以上で報告を終わります。

○ 副議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第5 議案第27号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第27号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村史編纂委員の報酬を制定する必要があるため、本案を提出する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中、「全国高校総合体育大会大宜味村実行委員会委員、日額6,000円」の次に「大宜味村史編纂委員、日額6,000円」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第6 議案第28号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第28号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

6箇月以内の在職期間を有するものに支給する期末手当の率を明文化する必要があるため、本案を提案する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第28号について説明します。

提案理由に示していますように、特別職の期末手当を基準日以前、6カ月以内の期間における在職期間に応じて、職員と同様に率を明文化する形の改正です。

では読み上げて説明します。

第4条第2項中「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の特別職の職員としての在職期間並びに大宜味村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第8号）の適用を受ける職員、教育長及び議会議員としての在職期間を通算する。」に改め、同項に次の4号を加える。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）3箇月未満 100分の30

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第7 議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

6箇月以内の在職期間を有するものに支給する期末手当の率を明文化する必要があるため、本案を提案する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第29号について説明します。

議案第28号と同様に、教育長の期末手当を基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じて、

職員と同様に率を明文化する形での改正です。

内容については、議案第28号と同様ですので省略していききたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第8 議案第30号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第30号 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設
- 2 指定管理者となる団体 株式会社 石垣島サプライ
代表者 宮谷 茂 前田哲男 石垣市字大浜1359番地
- 3 指定の期間 平成22年10月1日から平成27年3月31日まで

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）第4条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、この案を提出する。

なお、内容について、概略は、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

（宮城博俊シークワサー振興室長 登壇）

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいま村長から提案のありました議案第30号 指定管理者の指定についての説明をいたします。

前指定管理者の撤退に伴いまして、指定管理者の募集を7月1日から23日まで行い4社の応募がありました。選定委員会は8月20日に6名の委員で行い、1社が辞退しましたので、当日は3社でのプレゼンテーション及びヒアリングを行った後に審査評価を、15項目の審査基準を設けた審査評価点数表により、委員の総意をまとめるという形で行いました。その結果、1位であった株式会社石垣島サプライを今回の指定管理者について提案しております。よろしくお願いします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第9 議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,182万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,809万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

補正額1億4,182万9,000円の補正の歳入歳出を主な款で御説明したいと思います。

歳入の概要でございますが、まず予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税の1億7,786万3,000円の増がございます。これは普通交付税確定による増でございます。

18款繰越金の3,960万8,000円の増がございます。これは決算に伴う前年度繰越金の増でございます。

20款村債の7,645万1,000円の減ですが、これは臨時財政対策債9,135万1,000円の減で、他方村立診療所整備事業の1,490万円の増がございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の概要を御説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費の363万9,000円の増でございますが、主に地域イントラネット再構築委託料249万5,000円の増でございます。

3款民生費の1,161万5,000円の増でございますが、主に医療、福祉、保健連携拠点基本計画委託料の525万円増、介護給付の平成21年度精算による485万7,000円の増となっております。

4款衛生費の2,203万9,000円の増ですが、主に新型インフルエンザワクチン接種費助成金455万3,000円の増となっております。そして診療所建設費1,781万9,000円の増となっております。

6款農林水産業費の171万8,000円の減でございますが、主にシークワサー振興費の大宜味村特産品の開発委託費の751万円の減で、他方農業委員会費221万8,000円の増、農業振興費160万3,000円の増、それから農地情報整備促進事業費179万4,000円の増となっております。

8款土木費の404万1,000円の増となっておりますが、主に道路維持費368万6,000円の増となっております。

11款災害復旧費の486万5,000円の増でございますが、これは台風7号による災害復旧費486万5,000円の増となっております。

13款諸支出金の4,500万円の増でございますが、これは財政調整基金の2,500万円、それから財産形成

基金の2,000万円の増となっております。

それから14款予備費は5,162万6,000円の増となっておりますが、これは普通交付税の増額によるものでございます。

次に予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございますけれども、限度額を2億7,100万円から1億9,454万9,000円に減額しております。

以上で補正の概要を御説明いたしました。詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第10 議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成22年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,003万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,696万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

補正額3,003万7,000円の補正でございますが、主な款で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款国民健康保険税の624万7,000円の減ですが、主に一般被保険者国民健康保険税737万9,000円減で、他方退職者国民健康保険税が113万2,000円増となっております。

5款療養給付費交付金801万6,000円の増となっております。

12款繰越金2,044万8,000円の増となっております。

以上が主な歳入の概要でございますが、次に予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございますが、2款保険給付費2,661万6,000円の増となっております。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から御説明させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第11 議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算（第1号）平成22年度大宜味村の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,625万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

補正額6,000円の補正でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の中で繰越金が6,000円ございました。

歳出でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

この6,000円を予備費で受けております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第12 議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,541万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 副議長(平良嗣男) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の内容を御説明したいと思ひます。

予算書の1ページをお開きいただきたく思ひますが、歳入に繰越金674万5,000円がありました。

2ページをお開きいただきたく思ひますが、歳出でございます。第1款簡易水道総務費で394万4,000円を計上してございます。

残余を予備費で280万1,000円計上してございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

○ 副議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 副議長(平良嗣男) 日程第13 議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,621万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 副議長(平良嗣男) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の内容を御説明したいと思ひます。

補正内容の782万8,000円の減額の内容でございますけれども、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず歳入で、国庫支出金の国庫補助金522万円の減額がございました。

そして村債のほうで340万円の減額がございました。

それから2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございますけれども、公共下水道事業費で818万円の減がございます。

残余を予備費で35万2,000円計上してございます。

それから3ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方債の補正でございますけれども、限度額1,330万円を990万円に補正してございます。

以上でございますけれども、詳しいことは、また委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 副議長(平良嗣男) 日程第14 議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,441万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長(平良嗣男) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の内容を御説明したいと思ひます。

補正額8万円の内容でございますけれども、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入で繰越金の8万円がございました。

2ページの歳出をお開きいただきたいと思ひますが、その繰越金を予備費で8万円として対応してお

ります。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第15 認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について内容を御説明したいと思います。

お手元のほうに読み上げ資料を配付してございますので、そのほうを読み上げて説明したいと思います。

なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

平成22年7月23日に、大宜味村会計管理者から村長あてに平成21年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成22年9月2日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況の調査審査意見書の提出がありましたので、今議会に平成21年度の決算認定をお願いするところでございます。

よろしくお願ひします。

それでは内容の概略を御説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は、決算書の6ページから21ページに記載してございます。

それから歳出の内容は、22ページから62ページに記載してございます。

その他、参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を63ページに掲載しております。

財産に関する調書を64ページから82ページに掲載しております。

そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果表を添付しておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

まず決算書63ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。この中で歳入総額34億1,218万2,242円、歳出総額33億3,049万8,125円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として207万6,000円がありまして、実質収支額は7,960万8,117円となっております。

読み上げ資料の2ページでございますけれども、歳入の概要を主な款で御説明いたします。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1 款村税ですが、調定額2億1,696万6,770円に対しまして、収入済額1億8,982万5,311円となり、収納率87.5%となっております。なお、収入全体に対する割合は5.6%を占めております。不納欠損額については533万3,300円となっております。

2 款地方譲与税ですが、調定額2,853万5,984円に対しまして、収入済額も同額となっております。

6 款地方消費税交付金ですが、調定額2,342万9,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9 款地方交付税ですが、この地方交付税は、村財政の主要な財源となっております。調定額が13億9,905万1,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は41.0%を占めております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

11 款分担金及び負担金ですが、調定額1,817万8,528円に対しまして、収入済額1,795万2,628円となり、収納率98.8%となっております。

12 款使用料及び手数料ですが、調定額4,451万2,791円に対しまして、収入済額3,317万5,451円となり、収納率74.5%となっております。

13 款国庫支出金ですが、調定額13億7,067万8,981円に対しまして、収入済額8億7,346万9,413円となり、収入全体に占める割合は25.6%となっております。なお、5億4,920万4,000円は翌年度へ繰越しております。

14 款県支出金ですが、調定額1億3,525万6,074円に対しまして、収入済額1億2,953万4,274円となり、収入全体に占める割合は3.8%となっております。

15 款財産収入ですが、調定額5,873万9,210円に対しまして、収入済額1,152万43円となり、収納率19.6%となっております。

17 款繰入金ですが、調定額7,179万円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は2.1%となっております。

18 款繰越金ですが、調定額1億5,027万8,527円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19 款諸収入ですが、調定額2億6,173万6,654円に対しまして、収入済額1億2,523万4,611円となり、収納率は47.8%となっております。

決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

20 款村債ですが、調定額3億4,340万7,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

収入の調定総額41億3,753万9,519円に対しまして、収入済額34億1,218万2,242円となり、収納率は82.5%となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

2款総務費ですが、予算現額7億9,526万2,000円に対しまして、支出済額7億4,042万5,752円となっており、沖縄県全国瞬時警報システム（J－A L E R T）整備事業の繰越事業がありまして、執行率は93.1%となっております。

3款民生費ですが、予算現額5億7,106万8,000円に対しまして、支出済額5億6,167万607円となっており、子ども手当システム委託料の繰り越しがありまして、執行率が98.4%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億8,837万7,000円に対しまして、支出済額3億2,395万2,385円となっており、村立診療所及び医療施設の整備事業外2件の繰越事業がありまして、執行率が93.4%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額2億2,512万4,000円に対しまして、支出済額2億1,817万4,636円となっており、農家基本台帳実態調査委託料の繰り越しがありまして、執行率96.9%となっております。

7款商工費ですが、予算現額5,935万6,000円に対しまして、支出済額3,311万7,824円となっており、結の浜交流広場整備事業の繰越事業がありまして、執行率が55.8%となっております。

8款土木費ですが、予算現額12億6,403万7,000円に対しまして、支出済額5億7,973万4,309円となっており、道路改築事業外3件の繰越事業がありまして、執行率が45.9%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億1,766万円に対しまして、支出済額は同額となり、執行率100%となっております。

10款教育費ですが、予算現額3億1,109万2,000円に対しまして、支出済額3億62万2,928円となっており、喜如嘉小学校プール機械修繕の繰り越しがありまして、執行率96.6%となっております。

12款公債費ですが、予算現額3億925万7,000円に対しまして、支出済額3億824万9,707円となり、執行率99.7%となっております。

歳出予算現額の総額42億2,433万7,000円に対しまして、支出済額の総額33億3,049万8,125円となり、全体の執行率は78.8%となっております。なお、7億5,053万5,000円は翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第16 認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長（島袋義久） 認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について内容を御説明いたします。

決算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億9,701万6,210円、歳出総額5億7,656万7,099円、歳入歳出差引額2,049万9,111円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款国民健康保険税ですが、調定額1億194万4,300円に対しまして、収入済額6,954万4,000円となり、収納率68.22%で、収入全体に占める割合は11.65%となっております。なお、481万6,000円を不納欠損としております。

4款国庫支出金ですが、調定額1億9,833万2,766円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は33.22%となっております。

5款療養給付費交付金ですが、調定額1,126万5,319円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は1.89%となっております。

6款前期高齢者交付金が、調定額6,601万3,356円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は11.06%となっております。

7款県支出金ですが、調定額2,824万5,277円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は4.73%となっております。

9款共同事業交付金ですが、調定額9,169万8,374円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は15.36%となっております。

11款繰入金ですが、調定額1億2,204万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は20.44%となっております。

決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

1款総務費ですが、予算現額469万9,000円に対しまして、支出済額457万5,509円となり、執行率は97.4%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億5,779万5,000円に対しまして、支出済額3億4,732万6,357円となり、執行率は97.1%となっております。

3款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,279万2,000円に対しまして、支出済額6,279万5,937円となっております。

5款老人保健拠出金ですが、予算現額654万6,000円に対しまして、支出済額654万3,314円となっております。

6款介護納付金ですが、予算現額3,337万4,000円に対しまして、支出済額3,286万6,595円となっております。

7款共同事業拠出金ですが、予算現額9,854万7,000円に対しまして、支出済額9,854万5,293円となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算現額の総額5億9,904万5,000円に対しまして、支出済額の総額5億7,656万7,099円となり、

全体の執行率は96.2%となっております。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第17 認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長（島袋義久） 認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての内容を御説明したいと思います。

御説明の前に、先ほどの認定第2号の中の第11款で「繰入金」のところを「繰越金」と説明したようで、これを繰入金と訂正をお願いしたいと思います。

それでは決算書7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額312万8,835円、歳出総額497万1,173円、歳入歳出差引額2,623万7,662円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要でございますけれども、5款繰越金ですが、調定額3,110万7,456円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

2款諸支出金ですが、予算現額497万3,000円に対しまして、支出済額497万1,105円となり、執行率は100%となっております。

歳出予算現額の総額3,121万1,000円に対しまして、支出済額の総額497万1,173円となり、全体の執行率は15.9%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第18 認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長（島袋義久） 認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容を御説明したいと思います。

決算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですけれども、歳入総額2億7,582万5,174円、歳出総額2億6,757万9,613円、歳入歳出差引額824万5,561円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額6,322万4,956円に対しまして、収入済額6,237万6,281円となり、収納率は98.72%となっております。なお、収入全体に占める割合は22.6%となっております。不納欠損額については3万4,651円となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額7,200万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は26.1%となっております。

4 款繰入金ですが、調定額7,859万7,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は28.5%となっております。

5 款繰越金ですが、調定額684万3,048円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は2.5%となっております。

6 款諸収入ですが、調定額2,000万8,845円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は7.3%となっております。

7 款村債ですが、調定額3,600万円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は13.1%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額1億179万6,000円に対しまして、支出済額7,895万2,593円となり、委託料及び工事請負費に繰り越しがありまして、執行率は77.6%となっております。

2 款簡易水道事業費ですが、予算現額1億801万円に対しまして、支出済額1億801万円となり、執行率は100%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額8,142万6,000円に対しまして、支出済額8,062万2,520円となり、執行率は99%となっております。

歳出予算現額の総額2億9,402万4,000円に対しまして、支出済額の総額2億6,757万9,613円となり、

全体の執行率は91.0%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第19 認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容を御説明したいと思います。

決算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,546万7,389円、歳出総額4,454万611円、歳入歳出差引額92万6,778円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として8万4,000円、実質収支額は84万2,778円となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

1款国庫支出金ですが、調定額1,246万2,000円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は27.4%となっております。

2款繰入金ですが、調定額171万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は3.8%となっております。

5款村債ですが、調定額3,100万円に対しまして、収入額も同額となっており、収入全体に占める割合は68.2%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございますけれども、1款公共下水道事業費ですが、予算現額4,721万8,000円に対しまして、支出済額4,353万267円となり、県代行事業分に繰り越しがあまして、執行率は92.2%となっております。

歳出予算現額の総額4,906万8,000円に対しまして、支出済額の総額4,454万611円となり、執行率90.8%となっております。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 副議長（平良嗣男） 日程第20 認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての内容を御説明したいと思います。

決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですけれども、歳入総額3,664万2,309円、歳出総額3,656万522円、歳入歳出差引額8万1,787円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,664万9,450円に対しまして、収入済額は1,645万4,163円となり、収入全体に占める割合は44.9%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,973万8,224円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金ですけれども、予算現額3,631万4,000円に対しまして、支出済額3,621万146円となり、執行率は99.7%となっております。

歳出予算現額の総額3,681万1,000円に対しまして、支出済額の総額3,656万522円となり、全体の執行率99.3%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 副議長（平良嗣男） 日程第21 報告第5号 平成21年度沖繩県町村土地開発公社事業報告及び決

算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 報告第5号 平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告を別紙のとおり報告します。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、別冊に平成21年度事業報告及び決算報告書を添付してございます。お目通しいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

- 副議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

- 副議長(平良嗣男) 日程第22 報告第6号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 報告第6号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率について

平成21年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

表を御参照いただければと思います。

以上です。

- 副議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

- 副議長(平良嗣男) 日程第23 報告第7号 平成21年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 報告第7号 平成21年度決算に基づく資金不足比率について

平成21年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成22年9月13日提出

よろしく申し上げます。

以上です。

- 副議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第8号の上程、報告

- 副議長（平良嗣男） 日程第24 報告第8号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第8号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成22年第5回定例会において報告した報告第1号繰越明許費繰越計算書に誤りがあり、別紙のとおり訂正したので報告する。

平成22年9月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 副議長（平良嗣男） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

- 財務課長（神里富松） 報告第8号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について説明いたします。

平成22年第5回定例会において報告しました報告第1号繰越明許費繰越計算書に誤りがありましたので、再調整し報告するものであります。

議案説明書8ページの参考資料をごらんいただきたいと思います。

上段が今回報告する訂正後、下段が第5回定例会において報告しました訂正前のものでありまして、下線部分が訂正箇所でございます。

表等の事業名、翌年度繰越額の訂正はございませんが、左の財源内訳欄の既収入特定財源、一般財源に訂正がございます。事業名の道路改築事業において、既収入特定財源を「0円」から「5万5,000円」に、一般財源を「6万1,000円」から「6,000円」にそれぞれ訂正しております。それに伴いまして、それぞれの合計欄も「0円」から「5万5,000円」に、「207万6,000円」から「202万1,000円」に訂正しております。

誤りの原因は、村道安根塩屋線道路改築事業に充てた過疎対策事業債の起債前借りで借り入れたもののうち5万5,000円は10万円単位のために端数処理したもので、既収入特定財源として明記すべきでありましたが、されていないことに第5回定例会も終えた決算審査の最中に気づいたものであります。

このようなミスがあり、大変申しわけなくお詫び申し上げます。

- 副議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

- 副議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時27分）

- 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 28 分）

◎報告第 9 号の上程、報告

- 副議長（平良嗣男） 日程第 25 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 22 年第 5 回定例会において報告した報告第 3 号繰越明許費繰越計算書に誤りがあり、別紙のとおり訂正したので報告する。

平成 22 年 9 月 13 日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 副議長（平良嗣男） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

- 財務課長（神里富松） 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について説明いたします。

平成 22 年第 5 回定例会において報告しました報告第 3 号繰越明許費繰越計算書に誤りがありましたので、再調整し報告するものであります。

議案説明書 12 ページの参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

上段が今回報告する訂正後、下段が第 5 回定例会において報告しました訂正前のものでありまして、下線部分が訂正箇所でございます。

表等の事業名の訂正はございませんが、翌年度繰越額、左の財源内訳欄の既収入特定財源、起債、一般財源に訂正がございます。事業名の公共下水道事業において、翌年度繰越額を「1,136 万円」から「368 万 4,000 円」に、既収入特定財源を「0 円」から「2 万 5,000 円」に、起債を「1,130 万円」から「360 万円」に、一般財源を「6 万円」から「5 万 9,000 円」にそれぞれ訂正しております。それに伴ひまして、それぞれの合計欄も「1,136 万円」から「368 万 4,000 円」に、「0 円」から「2 万 5,000 円」に、「1,130 万円」から「360 万円」に、「6 万円」から「5 万 9,000 円」にそれぞれ訂正しております。

誤りの原因は、公共下水道事業（県代行事業分）において、平成 22 年第 2 回定例会で繰越明許費としてあらわした金額から、繰り越さずに収支された費用がありましたが、第 5 回定例会でそれらの金額が調整されずに報告されておりました。

このことは第 5 回定例会も終えて決算統計作成中に気づいたものであります。

今後、このようなミスがないようチェックの強化を図ってまいります。

- 副議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

- 副議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時32分)

平成22年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成22年9月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年9月14日 午前10時00分)

散 会 (平成22年9月14日 午前10時40分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

5 番議員 金 城 勇

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 会 計 課 長 山 城 文 子

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 村史編纂室長 米 須 邦 雄

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 一 道 農 業 委 員 会 新 城 寛
事 務 局 長

産業振興課長 新 城 寛 選 挙 管 理 委 員 会 島 袋 幸 俊
書 記 長

シークワサー
振 興 室 長 宮 城 博 俊 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第27号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
2	議案第28号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
3	議案第29号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
4	議案第30号	指定管理者の指定について	質 疑 委員会付託
5	議案第31号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
6	議案第32号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
7	議案第33号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
8	議案第34号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
9	議案第35号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
10	議案第36号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
11	認定第1号	平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
12	認定第2号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
13	認定第3号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
14	認定第4号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
15	認定第5号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
16	認定第6号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 副議長（平良嗣男） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第27号の質疑、委員会付託

- 副議長（平良嗣男） 日程第1 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第28号の質疑、委員会付託

- 副議長（平良嗣男） 日程第2 議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第29号の質疑、委員会付託

- 副議長（平良嗣男） 日程第3 議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、委員会付託

- 副議長（平良嗣男） 日程第4 議案第30号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） では議案第30号について質疑を行います。

きのうも代表者の前田さんが見えていろいろ説明を受けたんですが、過去にも指定管理の部分におい

ていろいろ問題があったところでありますけれども、今回の石垣島サプライ、前シークワサー振興組合のほうと提携しようということで動いていたようなんですが、きのうも少し気になったことが、工場の仕様の問題だとか、後、生産能力の100トンからそれ以上に上げる可能性もあるということでしたけれども、村として、今後、もしこの指定管理者が選定された場合に、そういう仕様の問題も含めてどういう協力をしていくと考えているのか、その辺の基本的な姿勢をお聞かせください。

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいまの新城一智議員から質疑のありました、指定管理者に指定された場合、一応100トンという目安ですね、工場、それが上回った場合どうするかということでありまして、まだ仮定の段階ですから何とも言えないですけれども、要するに可能かどうか検討しながら進めていきたいと、そういうことを考えております。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 機械の仕様の問題とか、例えば搾汁機を変更したいというときに、例えばの話ですね、機械の取りかえとか、ほかの機械も取りかえとか、そういう仕様の変更についてどういう対応をされるのかということで、前もそういうことで前々の管理者ですか、委託管理を受けていた物産ともそういうトラブルがあって、裁判にもなったんですけれども、その辺をこの指定管理との約束事というか、そういうのも可能なかどうか。機器の変更とか、そういうものを認めていくのかどうか。その辺を教えてください。

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） 機器の変更とかも国のほうとの調整も含めながら、まだ仮定の段階で、決まった場合にどういう方向でいくとかということの具体的な例は出ていないんですけれども、前向きに対応はしていきたいと、要するに協議の上で変更は可能だと思いますので、そこら辺は前向きにやっていきたいと考えております。

○ 副議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

7番 具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） それでは議案第30号について質疑を行いたいと思います。

今、一智議員が言った件をやりたかったんですけれども、一智議員が言ったので、別の観点で質疑したいと思います。

株式会社石垣島サプライが指定を受けたと仮定して、法人税とか事業所税というんですか、あれが大宜味に入る可能性があるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 今の話ですけれども、指定管理者の募集をしたときに、大宜味村内に事業所を置くと、置いていただくという条件をつけていますので、必ず置いていただくと思います。そうなった場合には、もちろん市町村民税の法人税、少なくとも均等割は納めていただくということになります。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 議案第30号に対しての質疑です。

きのうもちょっと話が出たんですが、このシークワサー振興室から出た冊子に、これは独自産業の

推進ということであったんですが、例えば生産から加工、販売までやった場合には、きのう石垣島サプライの社長にも聞くと販売、加工までやるということだったんですが、そういった場合に指定管理を受けた場合に村としての対応は、これはもう丸投げするのか、それか推進を村としては考えているのか、その辺をまず聞きたいと思います。

あと2点目は、ここでちょっと参考に、この説明資料の24ページ、そこに関係機関の骨格ということなんですが、原料が大宜味村のシークワサーの生産農家からの原料供給、あとは地域生産農家からの原料供給とあるんですが、これは村外からを意味しているのか、その辺の確認。

あと27ページの損益計算書に地代とあるんですが、地代家賃、当月年度は140万円計上されているわけですね、9月から12月まで。平成23年を見ると1月から12月まで年間420万円とあるんですが、これはその委託管理料としての考えでとらえていいのか、その辺をちょっと確認できないですか。

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） 大城佐一議員の質疑ですね、まず最初に独自産業でしたか、言葉があれですけども、一応、協力体制はできているかということでありますけれども、どのような協力ができるかは未知数ではありますがありますけれども、協力体制できる範囲ではやっていきたいと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時11分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） 今の24ページの件で原料生産ということで、大宜味村シークワサー生産農家と地域生産農家、この辺のところちょっと細かくは把握しておりませんので、今のところはそういうこととありますということです。

27ページの地代家賃のとらえ方ですね、平成22年、今の加工施設の減価償却分の使用料と考えてよろしいかと思えます。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今のこの家賃と、今までの指定管理者の賃料が約二百五、六十万円だったと思うんですけども、これは1年で420万円になりますけれども、これは今回の指定管理者の契約において大体の契約事項としてはあるんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時13分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

○ 副議長（平良嗣男） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（宮城博俊） ただいまの件ですね、地代家賃ということで、今の加工場の家賃分も含まれると。平成23年度については420万円ですね、これも含まれて、その他もまたあるという考えですね。要するにその他は何かというのはこっちで把握していないですから、そういう考えです。

○ 副議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） わかりました。

それと最後に、先ほど室長から販売、加工についての協力はできるかわかりませんということだったんですが、ぜひ指定管理をさせても、村としては長としての施策もあると思いますので、ぜひ加工品の開発、販売についても指定管理者だけじゃなくて、村独自の方法もぜひやっていただきたいと思いますので、最後に村長に、こういった加工から販売の、加工としての何かがあれば一言もらって終わりたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質疑にお答えいたします。

製品開発については、非常に期待が持てる出ていますし、その製品開発等についてもいろいろな形で調整をするということは十分やっていかなければいけない。あっちの持っているのは、あるいはこっちが提案したいことなども出てくるということ調整しながらしっかりしたものをつくっていくと。それから販売消費拡大については、去年もやったような形で、去年は製品だけを全国展開ということで一度やったんですが、今回、製品ができれば、その製品もあわせて販路拡大ということは積極的にやっていかなければいけないと思っております、そういう姿勢は十分持っております。

○ 副議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号 指定管理者の指定については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第5 議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 9ページ、6目衛生費ですけれども、診療所整備事業ということで予算が計上されておりますけれども、直接この予算のことではなくて、関連あるかと思って質疑いたしますけれども、新しい診療所が整備終了後、今ある診療所をどうされていかれるのか、その跡利用とか、もうそのまま壊して更地にするのか、そこら辺を伺いたいんですけれども。なぜかという、喜如嘉区の代議員会でそういう話が出たものですから、家主である村としてどのような考えを持っておられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 今ある診療所については、老朽化のため取り壊すという考え方で、と

りあえず建物については取り壊しを考えています。跡地利用については、今のところ具体的な案はありません。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 今、建物は取り壊すということで、土地についてはまだ利用の予定がないということですが、喜如嘉の代議員の中ではリフォームしてやりたいという方もおられるとか、そういう話があるんですけれども、例えばそうやりたい方がいて、リフォーム等々整備は、予算はそういう人たちが持って、利用しようということがあれば、そういう可能性があるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時19分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの金城 勇議員の御質疑にお答えいたします。

現在の診療所につきましては、庁内でもいろいろ話し合いをしているところなんですけれども、老朽化に伴うということで、その老朽化のままリフォームをして、ほかで利用するというだけでもやっぱり所有は村になりますので、その安全上の問題等が非常に気になるわけです。ですからそのことがありますから、老朽化がひどいからこれを壊して新しくつくる。したがって利用には大変心配な部分がありますので、安全の面で心配ですから、これはもう取り壊すしかない。後、それに変わって何をするかということについては、これから具体的な検討に入るということになります。

○ 副議長（平良嗣男） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 今、答弁にあったようなことを区に説明してほしいんですけれども、そこら辺はできますか。

○ 副議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） では日程を調整して、区のほうで説明を行いたいと思います。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第6 議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第7 議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第8 議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長(平良嗣男) 日程第9 議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長(平良嗣男) 日程第10 議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 副議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第11 認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第12 認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長（平良嗣男） 日程第13 認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、6人の
委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長(平良嗣男) 日程第14 認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、6
人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長(平良嗣男) 日程第15 認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、
6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 副議長(平良嗣男) 日程第16 認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 副議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 副議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時33分)

○ 副議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

◎諸般の報告

○ 副議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に具志堅朝秀議員、決算審査特別委員会委員長に具志堅朝秀議員、副委員長に平良英勝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 副議長(平良嗣男) お諮りします。委員会審査のため9月15日及び9月16日の2日間は、休会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 副議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって9月15日及び9月16日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 副議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

(午前10時40分)

平成22年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成22年9月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成22年9月17日 午後3時00分)

閉 会 (平成22年9月17日 午後3時43分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

5 番議員 金 城 勇

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第27号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第28号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第29号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第30号	指定管理者の指定について	委員長報告 質疑～表決
5	議案第31号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第32号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第33号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第34号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案第35号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
10	議案第36号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
11	認定第1号	平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第2号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第3号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第4号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第5号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	認定第6号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
17	陳情第14号	子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
18	意見案第8号	普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書	提案説明 付託省略
19	決議案第3号	議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 副議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第27号～議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 副議長（平良嗣男） 日程第1 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第27号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第28号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第29号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第27号、議案第28号及び議案第29号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び村史編纂室長の出席を求め、9月14日午後1時30分開会時間を午前11時に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。本案は、大宜味村史編纂委員を追加するものであり、日額6,000円となっ

ております。本条例の施行は、公布の日から施行するとなっております。本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。本案は、6カ月以内の在職期間を有する者に支給する期末手当の率を明文化するための改正であります。主な内容は、職員、教育長及び議会議員としての在職期間を通算すること。また支給割合は、6カ月、100分の100。5カ月以上6カ月未満、100分の80。3カ月以上5カ月未満、100分の60。3カ月、100分の30を追加するものであります。本条例は、公布の日から施行するとなっております。本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。本案は、議案第28号と同じ改正であります。本条例は、公布の日から施行するとなっております。本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 副議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第28号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第29号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 副議長(平良嗣男) 日程第4 議案第30号 指定管理者の指定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会副委員長。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

副委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第30号	指定管理者の指定について	可決 賛成多数

(東 武久 経済建設常任委員会副委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会副委員長(東 武久) ただいま議題となりました議案第30号 指定管理者の指定について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及びシークワサー振興室長及び総務課長の出席を求め、9月15日午前10時から審査をいたしました。

本件は、大宜味村特産品(シークワサー)加工施設の指定管理者の指定をするものであります。

指定管理者の募集を7月1日から同月23日まで募集を行い、4社の応募がありました。選考委員会は、8月20日に6人の委員において行った。1社が辞退したため、3社によるプレゼンテーション及びヒアリングを行った後に、審査評価を15項目の審査基準を設け、審査評価点数表により委員の総意をまとめるという方法で行われた。その結果、株式会社石垣島サプライが1位であった。委員会の所見で、施設の目的、効率のよい効果的な活用が見込まれ、製品開発、製品管理能力(大宜味ブランド)に期待できる。1点の心配材料として、財務面で平成22年度実績の確認が必要であるとの見解から、事務局は現地へ出向き確認を行った結果、ほぼ委員会の意見と相違ないことを確認したとの説明でした。指定管理者となる団体は、株式会社石垣島サプライ。代表者は宮谷 茂、前田哲夫。指定の期間は、平成22年10月1日から平成27年3月31日までとなっております。

本件に対する質疑、討論はなく、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 副議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第30号 指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号 指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 指定管理者の指定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって議案第30号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 副議長（平良嗣男） 日程第5 議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、日程第6 議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第7 議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、日程第8 議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第9 議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第10 議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会
委員長 金城 勇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第31号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第32号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第33号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第34号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第35号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第36号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（金城 勇 予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（金城 勇） ただいま議題となりました議案第31号から議案第36号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月15日午後1時30分か

ら審査を行いました。

6件の補正予算について、いずれも質疑、討論はありませんでした。議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の6件について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 副議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第31号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第32号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報

告のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第33号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第34号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（挙手多数）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第35号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告
に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。
討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（挙手多数）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第36号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の
報告のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 副議長（平良嗣男） 日程第11 認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第12 認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
日程第13 認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14
認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第
5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第16 認定第6
号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平 良 嗣 男 殿

決算審査特別委員会

委員長 具志堅 朝 秀

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 賛成多数
認定第6号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 賛成多数

（具志堅朝秀決算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **決算審査特別委員会委員長（具志堅朝秀）** ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの6件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月16日、17日の2日にわたり、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に、合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているかどうかについて審査を行い、質疑においては、村長出席のもと行いました。

まず認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。ゴルフ場の賃貸料及び損害金の徴収できる見込みはあるかとの質疑に対し、現在、請求書を送付しているが連絡がとれない状況である。今後は収納率向上対策本部で取り上げて、検討していきたいとの答弁でした。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。国民健康保険税の徴収率の関係でどれだけのペナルティーがあるかとの質疑に対し、国からの調整交付金が7%減額されているとの答弁でした。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

次に認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。

○ 副議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって認定第1号 平成21年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって認定第2号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 副議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって認定第3号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 副議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって認定第4号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって認定第5号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 副議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 副議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって認定第6号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎陳情第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 副議長(平良嗣男) 日程第17 陳情第14号 子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会
委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
14	平成22年 6月22日	子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情	みなし採択 全会一致		

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました陳情第14号 子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情について、9月14日に審査いたしました結果、今回の陳情第14号は、去る6月定例会において採択しました子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情と同様の内容でありますので、みなし採択として処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお祈りいたします。

○ **副議長(平良嗣男)** 以上で委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。陳情第14号 子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情については、委員長の報告のとおりみなし採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **副議長(平良嗣男)** 異議なしと認めます。

したがって陳情第14号 子宮頸がんワクチンの定期接種と公費助成を求める陳情については、委員長の報告のとおりみなし採択とすることに決定しました。

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ **副議長(平良嗣男)** 日程第18 全員発議により提出されました意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ **1番(大城佐一)** 意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平良嗣男 殿

提出者 大城佐一 具志堅朝秀 新城一智 友寄景光 平良英勝 東 武久

賛成者 金城 勇

提案理由 米軍普天間基地移設の日米合意の撤回を求めることについて、関係機関へ要請するため。

普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書

政府は、5月28日、米軍普天間基地の移設先を沖縄県の名護市辺野古にすることを明記した「日米合意」の共同発表を行った。

この共同発表は、「県内移設」反対という沖縄県民の総意よりも、米国政府の意向を最優先するもので、民主主義を踏みにじる暴挙であり、沖縄県民を愚弄するものとして到底許されるものではない。

沖縄県民の「県内移設」に反対との総意は、9万人余が参加した4月25日に行われた県民大会、本村議会や県議会の決議、全市町村の反対表明、マスコミの世論調査などでも明確に示されている。

よって、本村議会は、沖縄県民の生命と安全を守る立場から、政府に対して沖縄県民の総意を踏みにじる「県内移設の日米合意」に、激しい怒りを込めて抗議し、その撤回を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
米国大統領

以上です。

○ 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって意見案第8号 普天間基地移設の日米合意の撤回を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 副議長（平良嗣男） 日程第19 東 武久議員外5名の議員より提出されました決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東 武久議員。

（4番 東 武久議員 登壇）

○ 4番（東 武久） 決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年9月17日

大宜味村議会副議長 平良嗣男 殿

提出者 東 武久 金城 勇 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一

賛成者 新城一智

提案理由 指定管理者の協定において慎重な対応を求めるため。

議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議

大宜味村特産品（シークッカー）加工施設の指定管理者の指定にあたり、過去の反省を踏まえ、今回の指定管理者の指定において村当局は協定を締結する際に、下記の点に遺漏のないよう慎重を期されたい。

記

1. シークッカーを中心とした大宜味ブランドの確立に寄与すること。
2. 大宜味村内からの雇用を最大限に努力すること。
3. 営業所を大宜味村内に置くこと。
4. 村当局は、指定管理者との間に問題が生じない様、十分に協議すること。

平成22年9月17日

大宜味村議会

あて先 大宜味村長

以上であります。

- 副議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 副議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 副議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 副議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

- 副議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって決議案第3号 議案第30号指定管理者の指定に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

○ 副議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 副議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第8回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうも4年間御苦労さまでございました。

（午後 3時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会副議長

署名議員

署名議員